

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類	事業年度 (第101期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月27日 関東財務局長に提出。
(2) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19 条第2項第3号(特定子会社の異動)の規 定に基づく臨時報告書		平成17年4月11日 関東財務局長に提出。
(3) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19 条第2項第12号及び第19号の規定に基づ く臨時報告書		平成17年11月4日 関東財務局長に提出。
(4) 有価証券報告書の 訂正報告書	平成16年6月28日提出の有価証券報告書 の訂正報告書		平成17年6月27日 関東財務局長に提出。
(5) 半期報告書の 訂正報告書	平成16年12月24日提出の半期報告書の訂 正報告書		平成17年6月27日 関東財務局長に提出。
(6) 発行登録書(普通社債)及び その添付書類			平成17年11月4日 関東財務局長に提出。
(7) 訂正発行登録書			平成17年4月11日 平成17年6月27日 平成17年6月27日 平成17年6月27日 平成17年11月4日 平成17年12月20日 関東財務局長に提出。